

○警察庁告示第六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年九月二十九日

警察庁長官 楠 芳伸

ホテル青森

期間	対象特別要人所在施設の所在地
令和八年十月十日から同月十一日まで	青森県青森市 堤町一丁目一番二十三号

対象特別要人所在 施設の敷地	対象特別要人所在 施設に係る対象施設 周辺地域
青森県青森市	青森県青森市
堤町一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）	青柳一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、勝田一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、栄町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、茶屋町（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目並びに二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、堤町一丁目及び二丁目、長島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、橋本一丁目から三丁目まで、花園一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、本町一丁目から五丁目まで、松原一丁目及び二丁目、港町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに安方二丁目

備考		
	一に掲げる点と 二に掲げる点と を結んだ線及び これらの点を結 ぶ海岸線により 囲まれた海域	(次の図面に示す部分に限る。) 一 北緯四十度五十分四・〇六秒、東経百四十度四十五分三十 三・七〇秒の点 二 北緯四十度四十九分五十六・一〇秒、東経百四十度四十四 分五十四・八九秒の点
二 側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区		

一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び青森県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。